広島北労働基準監督署管内において
道路貨物運送業における労働災害が多発しています！

1　当署管内の労働災害発生状況（令和6年（計69件）　事故の型別）

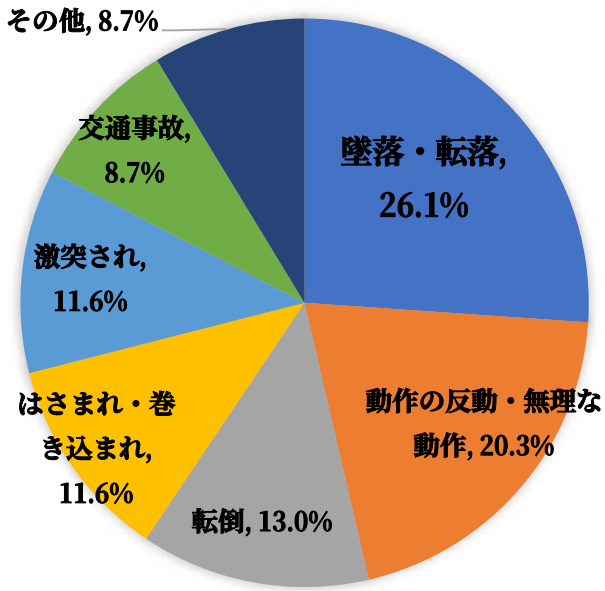

「墜落・転落」が全体の約4分の1を占めて最も多く、以下「動作の反動・無理な動作（腰痛など）」、「転倒」と続いています。

また、死亡災害は昨年0件でしたが、今年は既に「交通事故」で1件発生しています。

このため、労働災害の減少について、

①トラックの荷台上からの墜落・転落防止
②腰痛防止
③転倒防止
④交通事故防止

に向けた取り組みが重要となります。

2　トラックからの墜落・転落防止

トラックの荷台上の作業においては、荷台のあおりに乗っての作業を避け、足元の作業場所を確保するほか、改正法令に基づき、最大積載量2トン以上のトラックでは、昇降設備の設置・保護帽の着用を徹底してください。

※参考　陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

3　腰痛防止

腰痛の発生要因は、①動的要因（重量物を持ち上げる、腰を深く曲げる、長時間同じ姿勢で仕事）、②環境要因（寒冷、振動、作業場所が狭隘）、③個人的要因（年齢、性別、体格）が挙げられます。

作業姿勢や腰のストレッチなど、発生要因に対する効果的な取り組みを図ってください。

4　転倒防止

整理・整頓の徹底や段差・滑り面の改善のほか、ストレッチ体操や体力測定などソフト面からも転倒災害防止に取り組んでください。

※参考　転倒災害のない職場　HIROSHIMA　プラン

5　交通事故防止

交通ルール遵守のほか、長時間労働の抑制や健康診断の実施など従業員の皆様の健康管理にもご配慮ください。

広島労働局・広島北労働基準監督署　（R7.4）